

# 青森県報

号外第二十四号

平成二十四年  
三月三十日  
(金曜日)

## 目 次

## 規 則

青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則… (自然保護課) … 一  
青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則… ( 同 ) … 四

## 規 則

青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十九号

青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

青森県自然環境保全条例施行規則(昭和四十八年十二月青森県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十六条の五」に改める。

第十二条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「五万分の一」を「二万五千分の一」に改める。

第十五条中「第十七条第十項第二号」を「第十七条第十項第三号」に改める。

第十六条中「第十七条第十項第三号」を「第十七条第十項第四号」に改める。

第十八条中「第十八条第三項第四号」を「第十八条第三項第五号」に改める。

第十九条中「第十八条第三項第五号」を「第十八条第三項第六号」に改める。

第二十一条中「第十八条第三項第六号」を「第十八条第三項第七号」に改める。

第二十四条中「第十九条第六項第三号」を「第十九条第六項第四号」に、「第九号」を「第九号から第十一号まで」に改める。

第二十五条中「第十九条第六項第四号」を「第十九条第六項第五号」に改める。

第二十六章第二十六条の次に次の四条を加える。

(生態系維持回復事業の認定)

第二十六条の二 条例第二十二條の三第二項の認定は、次に該当することについて受けるものとする。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人又は被保佐人

ロ 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イ 生態系の状況の把握及び監視

ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

ヘ イからホまでに掲げるものに必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定申請書の記載事項等)

第二十六条の三 条例第二十二條の三第三項第四号の規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

第二十六条の四 条例第二十二條の三第四項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

2 条例第二十二條の三第四項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 生態系維持回復事業の実施方法を記載した生態系維持回復事業実施計画書

(生態系維持回復事業の内容の変更を要しない軽微な変更)

第二十六条の四 条例第二十二條の三第五項ただし書の規則で定める軽微な変更は、

同条第三項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の認定申請)

同条第三項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の認定申請)

(生態系維持回復事業の内容の変更の認定申請)

第二十六条の五 条例第二十二條の三第六項の申請書には、次に掲げる事項を記載し  
なければならない。

- 一 氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更を必要とする理由

2 条例第二十二條の三第七項において準用する同条第四項の規則で定める書類は、  
変更に係る第二十六条の三第二項各号に掲げる書類とする。

第三十條中「第二十四條各号」を「第二十三條各号」に改める。  
第三十一條中「第九号」を「第九号から第十一号まで」に改める。

第三十五條第一項及び第三項中「第十八條第三項第六号」を「第十八條第三項第七  
号」に改める。

別表第一第一号3(七)中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改め、同3(八)中「沿岸漁  
業等振興法(昭和三十八年法律第百六十五号)第八條第二項各号に掲げる事項を行う  
ために必要な同条第一項の構造改善事業」を「沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法  
(昭和五十四年法律第二十五号)第二條第一項に規定する沿岸漁業(総トン数十トン  
以上二十トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)  
をいう。別表第三第一号6において同じ。」の構造の改善に関する事業」に改め、同  
3(九)中「第十号及び別表第三第八号」を「第十三号及び別表第三第十一号」に改め、  
同3(十)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害  
の防止に関する法律」に改め、同3(十一)中「第二條第四項」を「第二條第五項」に改め、  
同3(十二)中「第二條第一項第十四号」を「第二條第一項第十六号」に改め、同3(十三)中  
「第五十七條第一項」を「第九十二條第一項」に、「第六十九條第一項」を「第九十  
條第一項」に、「第七十條第一項」を「第九十條第一項」に改め、同表第四号4中  
「第五十七條第一項」を「第九十二條第一項」に改め、同表第五号2中「ゆづり出させ  
る」を「湧出させる」に改め、同表中第十一号を第十四号とし、第十号を第十三号と  
し、第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

- 九 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。  
当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照  
らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 十 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区  
域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定す  
るものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における  
自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該  
区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定  
するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜であ  
る動物の放牧を含む。)

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における  
自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

別表第二第六号中「こう配」を「勾配」に改め、同表中第十号を第十二号とし、第  
九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二  
十八條第一項の規定により知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八  
條の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に  
協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

十 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するた  
めの業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、  
犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類  
する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

別表第三第一号1中「給餌台」を「給餌台」に改め、同号4及び5中「漁港法」を  
「漁港漁場整備法」に改め、同号6中「沿岸漁業等振興法第八條第二項第二号に掲げ  
る事項を行うために必要な同条第一項の構造改善事業」を「沿岸漁業の生産基盤の整  
備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業」に改め、同号8  
中「こう配」を「勾配」に改め、同号9中「防護さく」を「防護柵」に改め、同号12  
中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止  
に関する法律」に改め、同号15中「第二條第四項」を「第二條第五項」に改め、同号  
16中「集合郵便受箱」の下に「信書便差出箱」を加え、「第八十六條第三項」を  
「第四百四十一條第三項」に改め、同号20中「灯ろう」を「灯籠」に改め、同表第三号  
4中「国立又は公立の大学」を「公立の大学(地方独立行政法人法(平成十五年法律  
第百十八号)第六十八條第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。)」  
に改め、同表第五号に次のように加える。

6 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法  
律第七十八号)第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採

すること。

別表第三第十号中「第七号」を「第十号」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第九号6中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第九十条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百十条第一項」に改め、同号8中「第四条第六項に掲げる」を「第五条第六項に掲げる」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第八号を同表第十一号とし、同表第七号7中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改め、同号を同表第十号とし、同表第六号の次に次の三号を加える。

- 七 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの
  - 1 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。
  - 2 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。
  - 3 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - 4 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
  - 5 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - 6 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - 7 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - 8 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。
  - 9 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第三百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - 10 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
  - 11 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。
  - 12 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

八 森林の整備及び保全を図るために、知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるもの

- 1 遭難者の救助に係る業務を行うために犬を放つこと。
- 2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。
- 3 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて次に掲げるもの
  - (一) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものをその目的のために放つこと。
  - (二) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

別表第四第一号中「第九号1」を「第十二号1」に、「第九号3」を「第十二号3」に改める。

別表第五第六号4中「第九号4」を「第十二号4」に改める。

第一号様式の表中「写真ちよう付」を「写真貼付」に改め、同様式の表中「五十万円」を「百万円」に改める。

第二号様式の表中「写真ちよう付」を「写真貼付」に改め、同様式の表中「第十八条第三項第六号」を「第十八条第三項第七号」に、「とる」を「執る」に、「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

第三号様式の表及び第四号様式の表中「写真ちよう付」を「写真貼付」に改める。第五号様式の表中「写真ちよう付」を「写真貼付」に改め、同様式の表中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。



青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十号

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

青森県立自然公園条例施行規則（昭和三十七年六月青森県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条から第十条までを次のように改める。

（公園事業の執行の認可）

第三条 条例第十一条第二項の認可は、公園施設ごとに認可を受けるものとする。

（公園事業の執行の認可申請書等）

第四条 条例第十一条第三項の申請書は、第一号様式による。

2 条例第十一条第三項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 公園施設の構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）

二 第二条第一号から第九号までに掲げる公園施設に関する公園事業の執行の場合にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

3 条例第十一条第四項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業の執行の場合にあつては、第一号から第七号まで及び第十一号から第十三号までに掲げる書類とする。

一 個人にあつては、住民票の写し

二 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

五 公園事業に係る区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図

六 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図

七 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面

八 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設の適切な管理又は経営をすることができるとを証する書類

九 公園事業の執行に必要な資金を調達することができることを証する書類

十 工事の施行を要する場合にあつては、当該工事の施行に要する経費についての積算の基礎を明らかにした工事費概算書

十一 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

十二 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由を記載した書類

十三 その他知事が必要と認める書類

（公園事業の内容の変更の認可を要しない軽微な変更）

第五条 条例第十一条第五項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 条例第十一条第三項第一号に掲げる事項

二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間

四 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

五 前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項

（公園事業の内容の変更の認可申請書等）

第六条 条例第十一条第六項の申請書は、第二号様式による。

2 条例第十一条第七項において準用する同条第四項に規定する規則で定める書類は、第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類並びに変更に係る同項各号に掲げる書

類(同項第三号及び第四号に掲げるものを除く。)とする。

(公園事業の内容の変更の認可を要しない軽微な変更の届出)

第七条 条例第十一条第八項の規定による届出をしようとする者は、届出書(第三号様式)を知事に提出しなければならない。

(公園事業の地位の承継の承認等の申請)

第八条 条例第十三条第一項の規定による承認を受けようとする者は、申請書(第四号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

二 第四条第三項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

三 合併をした場合にあつては、合併に関する契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書

四 分割をした場合にあつては、分割に関する契約書

2 条例第十三条第二項の規定により承認を申請しようとする者は、申請書(第五号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 第四条第三項第一号、第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

二 被相続人との続柄を証する書類

三 相続人が二人以上ある場合にあつては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

(公園事業の休止又は廃止の届出)

第九条 条例第十四条の規定による届出をしようとする者は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の一月前までに、届出書(第六号様式)に第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(公園事業の執行の認可の失効の届出)

第十条 条例第十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、届出書(第七号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類

二 他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類

第十一条から第十四条までを削り、第十五条を第十一条とする。

第十六条第一項中「第十条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「五万分の一」を「二万五千分の一」に改め、同条を第十二条と

する。

第十六条の二第二項中「第十条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に改

め、同条第二項中「第十条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に、県立自然公園を「自然公園」に、「昭和五十年四月一日」を「その他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和五十年四月一日」に改め、「その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者」を削り、「既存の建築物の改築等」を「既存建築物の改築等」に改め、同条第三項中「第十条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に改め、同条第四項中「第十条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に改め、同項第六号中「すべて」を「全て」に改め、同項第七号中「こう配」を「勾配」に改め、同条第五項中「第十条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第六項中「第十条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に改め、同条第七項中「第十条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に改め、同項第八号中「法面」を「法面」に改め、同条第八項中「第十条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に改め、同条第九項中「第十条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に改め、同項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同項第四号中「こう配」を「勾配」に、<sup>のり</sup>「すべて」を「全て」に改め、同項第七号口中「第十条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同条第十項中「第十条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号中「こう配」を「勾配」に改め、同項第九号中「きん少」を「僅少」に改め、同条第十一項及び第十二項中「第十条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に改め、同条第十三項中「第十条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に、<sup>のり</sup>「次

のいずれか」を「次のとおり」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条

第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。

第十六条の二第十三項第二号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から二十メートル以上離れていること。

第十六条の二第十四項中「第十条第三項第二号」を「第二十一条第三項第二号」に改め、同条第二十五項中「第十条第三項各号」を「第二十一条第三項各号」に改め、

同項第三号中「第十条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項中「第十条第三項第十二号」を「第二十一条第三項第十五号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十三項中「第十条第三項第十一号」を「第二十一条第三項第十四号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「第十条第三項第九号及び第十号」を「第二十一条第三項第十号及び第十二号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

24 条例第二十一条第三項第十一号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

二 災害復旧のために行われるものであること。

25 条例第二十一条第三項第十三号に掲げる行為に係る許可基準は、第二十三項第一号の規定の例によるほか、条例第二十一条第三項第十三号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

第十六条の二第二十一項中「第十条第三項第八号」を「第二十一条第三項第九号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第十条第三項第七号」を「第二十一条第三項第八号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十条第三項第六号」を「第二十一条第三項第七号」に改め、同項第二号中「(昭和四十五年法律第百三十七号)」を削り、同項第四号中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項第五号中「遮へい物」を「遮蔽物」に、「明瞭」を「明瞭」に改め、同項第十号中「きん少」を「僅少」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十条第三項第五号」を「第二十一条第三項第六号」に改め、同項第三号中「かかわり」を「関わり」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十条第三項第四号」を「第二十一条第三項第五号」に改め、同項第三号中「第十条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十条第三項第三号」を「第二十一条第三項第四号」に改め、同項第一号中「第十条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同号口中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項第二号中「たい積」を「堆積」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十条第三項第三号」を「第二十一条第三項第四号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項の次に次の一項を加える。

15 条例第二十一条第三項第三号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

二 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第十六条の二を第十三条とする。

第十六条の三中「第十条第五項」を「第二十一条第五項」に、「第十六条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に、「第十条第六項」を「第二十一条第六項」に、「第十六条第一項第一号」を「第十二条第一項第一号」に改め、同条を第十四条とする。

第十七条中「第十条第八項第三号」を「第二十一条第八項第四号」に改め、同条第三号中「灯ろう」を「灯籠」に改め、同条第六号中「第十条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同条第九号中「防護さく」を「防護柵」に改め、同条第十一号中「こう配緩和」を「勾配緩和」に、「もの」を「もの」に改め、同条第十一号の二「道路」を「宅地又は道路」に改め、同条第十一号の三中「給餌台」を「給餌台」に改め、同条第十一号の四の次に次の一号を加える。

十一の五 受信用アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。

第十七条第十七号中「いばら」を「茨」に改め、同条第十八号の次に次の十六号を加える。

十八の二 宅地内の木竹を損傷すること。

十八の三 自家用のために木竹を損傷すること。

十八の四 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の五 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の六 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の七 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

十八の八 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の九 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の十 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の十一 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の十二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により知事が指定する鳥獣保護区内において、同法



第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

十八の十三 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第三十号）第一条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の十四 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

十八の十五 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の十六 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む）。

十八の十七 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第十七条第二十八号中「第十条第三項第九号」を「第二十一条第三項第十号」に改め、同条第二十八号の六を同条第二十八号の八とし、同号の次に次の二号を加える。

二十八の九 条例第二十一条第三項第十三号の規定により知事が指定する区域内において同号の規定により知事が指定する犬を放つことであつて、次に掲げるものイ 遭難者の救助に係る業務を行うために犬を放つこと。

ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

ハ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの

- (1) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものをその目的のために放つこと。

- (2) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

二十八の十 家畜を係留放牧すること（条例第二十一条第三項第十三号に掲げる行

為に該当するものを除く。）。

第十七条第二十八号の五を同条第二十八号の七とし、第十七条第二十八号の四中「に基づき」を「により」に、「その同意を得た」を「その同意を得た、若しくは協議した」に改め、同号を同条第二十八号の六とし、同条第二十八号の三中「（平成十四年法律第八十八号）」を削り、「都道府県知事」を「知事」に改め、同号を同条第二十八号の五とし、同条第二十八号の二を同条第二十八号の四とし、同条第二十八号の次に次の二号を加える。

二十八の二 条例第二十一条第三項第十一号の規定により知事が指定する区域内において同号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくことであつて、次に掲げるもの

- イ 農業を営むために植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
- ロ 森林の整備及び保全を図るために植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

二十八の三 次に掲げる木竹の植栽をすること（条例第二十一条第三項第十一号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

- イ 知事が指定する地域以外の地域における木竹の植栽
- ロ 宅地内への木竹の植栽

ハ 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹の植栽

第十七条第三十一号から第三十四号までを削り、第三十五号を第三十一号とし、第三十六号を第三十二号とし、同条を第十五条とする。

第十七条の二中「第十二条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第十六条各号」を「第十二条第一項各号」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条中「第十二条第一項第一号」を「第二十三条第一項第一号」に改め、同条第一号中「海面」を「海域」に、同条第二号中「海面の」を「海域の」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条中「第十二条第七項第三号」を「第二十三条第七項第四号」に改め、同条第一号中「第十七条第一号から第十一号の四まで」を「第十五条第一号から第十一号の五まで」に改め、同条を第十八条とする。

第二十六条の見出し中「認可若しくは」を削り、同条第一項中「第七条第二項の規定による認可を受けた行為、条例第十条第三項」を「第二十一条第三項」に、「第十条第七項」を「第二十一条第七項」に、「第十二条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第三条、第十六条第一項」を「第十二条第一項」に、「第十六条の三又は第十

七条の二」を「第十四条又は第十六条」に改め、同条第二項中「承認若しくは」を削り、同条第三項中「第七条第二項の規定による認可若しくは条例第十条第三項」を「第二十一条第三項」に、「第十条第五項」を「第二十一条第五項」に、「第十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十五条中「第三十条第三項」を「第四十五条第三項」に改め、「の各号」を削り、同条第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第二十五条を第二十八条とする。

第二十四条中「第十三条第三項、第十四条第三項、第十六条第三項若しくは第二十九条第四項又は第十一条第二項」を「第十七条第二項、第二十四条第三項、第二十五条第三項、第二十七条第三項又は第四十四条第四項」に、「第十一号様式」を「第十三号様式」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十三条中「第二十三条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「第二十四条各号」を「第三十九条各号」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二條中「第二十条」を「第三十五条」に、「第二十一条」を「第三十六条」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十一条中「第十八条第一項」を「第三十三条第一項」に、「第二十一条」を「第三十六条」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十条中「第十七条第三項第三号」を「第三十二条第三項第三号」に改め、同条第四号中「さく」を「柵」に改め、同条を第二十三条とし、同条の前に次の四条を加える。

(生態系維持回復事業の認定)

第十九条 条例第二十九条第二項の認定は、次に該当することについて受けるものとする。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人又は被保佐人

ロ 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イ 生態系の状況の把握及び監視

ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

ヘ イからホまでに掲げるものに必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定申請書等)

第二十条 条例第二十九条第三項の申請書は、第十一号様式による。

第二十一条 条例第二十九条第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第二十九条第四項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形

図

二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書 (生態系維持回復事業の内容の変更の認定を要しない軽微な変更)

第二十一条 条例第二十九条第五項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第三項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の認定申請書等)

第二十二条 条例第二十九条第六項の申請書は、第十二号様式による。

2 条例第二十九条第七項において準用する同条第四項に規定する規則で定める書類は、変更に係る第二十条第三項各号に掲げる書類とする。

第一号様式中「第3条」を「第4条」に、「第7条第二項」を「第11条第二項」に、「関する県立自然公園事業」を「関する公園事業」に、「県立自然公園事業の種類」を「公園施設の種類」に

施設の種類	を	公園施設の種類
施設の規模及び構造	を	
施設の管理又は経営方法の概要	を	
事業資金の総額及びその調達方法	を	



公園施設の規模及び構造	
公園施設の管理又は経営の方法	

ウ'

「施設の供用開始の予定日」や「公園施設の供用開始の予定年月日」に於て、同様は  
の標章の号及びその号の号。

1 添付書類

- (1) 個人にあつては、住民票の写し
- (2) 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (5) 公園事業に係る区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図
- (6) 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図
- (7) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面
- (8) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設の適切な管理又は経営をすることができることを証する書類
- (9) 公園事業の執行に必要な資金を調達することができることを証する書類
- (10) 工事の施行を要する場合にあつては、当該工事の施行に要する経費についての積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- (11) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (12) 公園事業の執行に関し土地収用法の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由を記載した書類

(13) その他知事が必要と認める書類

標 | 叩撃字の標章の号及び「執行認可」や「執行の認可」に「施設の管理又は経営の方法の概要」及び「事業資金の総額及びその調達方法」や「公園施設の管理又は経営の方法」に於て、同様の号「県立自然公園事業」や「公園施設」に「事業の名称」や「施設の名称」に於て、同様の号「施設」や「公園施設」に於て、同様の号及びその号の号。

(5) 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、次に掲げる事項を記載すること。

- ア 直営又は委託の別及び委託する場合は、委託先
- イ 占用又は使用に対する料金の徴収の有無及び料金を徴収する場合は、その標準的な額
- ウ 供用期間

標 | 叩撃字の標章の号及び「くずかご」や「くず籠」に於て、同様の号「最大縦断こう配」や「最大縦断勾配」に「けた」や「桁」に於て、同様の号「さん橋」や「棧橋」に於て、同様の号「柵」や「柵」に於て、同様の号。

第2号様式 (第6条関係)

年 月 日

青森県知事

殿

申請者 住所 法人にあつては、主たる事務所の所在地

氏名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名

公園事業変更認可申請書

青森県立自然公園条例第11条第5項の規定により、公園事業の内容の変更の認可を受けたので、次のとおり申請します。

執行認可を受けた年月日及び番号	年 月 日	指 令 第 号
	前 後	
変更の内容	公園施設の種別	
	公園施設の位置	
	公園施設の規模及び構造	
	公園施設の管理又は経営の方法	
変更しようとする年月日		
変更を必要とする理由		
工事の施行の予定期間	認可を受けてから 工事に着手してから	日以内に着手 日以内に完了
備考		

- 1 添付書類
- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
  - (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
  - (3) 変更に係る次に掲げる書類
    - ア 個人にあつては、住民票の写し
    - イ 法人にあつては、定款、密附行為又は規約及び登記事項証明書
    - ウ 公園事業に係る区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1

以上の配置図

- エ 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図
  - オ 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面
  - カ 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設の適切な管理又は経営をすることができることを証する書類
  - キ 公園事業の執行に必要な資金を調達することができることを証する書類
  - ク 工事の施行を要する場合にあつては、当該工事の施行に要する経費についての積算の基礎を明らかにした工事費概算書
  - ケ 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
  - コ 公園事業の執行に関し土地収用法の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由を記載した書類
  - ク その他知事が必要と認める書類
- 2 記載上の注意
- (1) 「執行の認可を受けた年月日及び番号」及び「公園施設の種別」欄には、当該事業の認可指令書に記載のものを記載すること。
  - (2) 「変更の内容」欄には、認可を受けた事項と今回変更する事項とを対比して記載すること。
  - (3) 「備考」欄には、次に掲げる事項を記載すること。
    - ア 他の法令と関係のあるものについては、関係法令名及び適用条項とその手続の状況
    - イ 工事用の仮工作物及び土取り、土捨場等の関連行為がある場合には、その跡地の緑化修景及び整理方法等の概要
- 注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式 (第7条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

届出者 住所 [法人にあつては、主たる  
事務所所在地]

氏名 [法人にあつては、名称及び  
代表者の氏名]

公園事業変更届出書

青森県立自然公園条例第11条第8項の規定により、公園事業の内容を変更したので、  
次のとおり届け出ます。

執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日 指令第 号															
変更の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氏名(名称、代表者の氏名)又は住所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公園施設の管理又は経営の方法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>供用開始の予定年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事の施行の予定期間</td> <td>認可を受けてから 日以内に着手 工事に着手してから 日以内に完了</td> <td>認可を受けてから 日以内に着手 工事に着手してから 日以内に完了</td> </tr> </tbody> </table>	事項	変更前	変更後	氏名(名称、代表者の氏名)又は住所			公園施設の管理又は経営の方法			供用開始の予定年月日			工事の施行の予定期間	認可を受けてから 日以内に着手 工事に着手してから 日以内に完了	認可を受けてから 日以内に着手 工事に着手してから 日以内に完了
事項	変更前	変更後														
氏名(名称、代表者の氏名)又は住所																
公園施設の管理又は経営の方法																
供用開始の予定年月日																
工事の施行の予定期間	認可を受けてから 日以内に着手 工事に着手してから 日以内に完了	認可を受けてから 日以内に着手 工事に着手してから 日以内に完了														
変更した年月日																
変更を必要とする理由																
備考																

備考

記載上の注意

- 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の認可指令書に記載のものを記載すること。
  - 当該届出者が公園事業の執行の認可を二つ以上受けている場合は、(1)による記載に当たつてその全てを記載すること。
- 注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式 (第8条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名

法人の合併(分割)による公園事業地位承継承認申請書

青森県立自然公園条例第13条第1項の規定により、公園事業者の地位の承継に係る承認を受けたので、次のとおり申請します。

執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日 指令第 号
公園施設の種類	
合併(分割)法人の名称、住所及び代表者の氏名	
合併(分割)した年月日	
合併(分割)した理由	
備考	

備考

1 添付書類

- 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
  - 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
  - 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
  - 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
  - 合併をした場合にあつては、合併に関する契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書
  - 分割をした場合にあつては、分割に関する契約書
- 2 記載上の注意
- 「執行の認可を受けた年月日及び番号」及び「公園施設の種別」欄には、当該事業の認可指令書に記載のものを記載すること。
- 注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。



第5号様式 (第8条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住所

氏名

相続による公園事業承継承認申請書

青森県立自然公園条例第13条第2項の規定により、公園事業の承継に係る承認を受けたいので、次のとおり申請します。

執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日	指令第 号
公園施設の種類の		
被相続人の住所及び氏名並びに被相続人との続柄		
被相続人が死亡した年月日		
備考		

備考

1 添付書類

- (1) 相続人の住民票の写し
  - (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
  - (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
  - (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
  - (5) 被相続人との続柄を証する書類
  - (6) 相続人が2人以上ある場合にあつては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類
- 2 記載上の注意
- 「執行の認可を受けた年月日及び番号」及び「公園施設の種類」欄には、当該事業の認可指令書に記載のものを記載すること。
- 注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式 (第9条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

届出者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕  
〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

公園事業休止 (廃止) 届出書

青森県立自然公園条例第14条の規定により、公園事業を休止 (廃止) したいので、次のとおり届け出ます。

執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日	指令第 号
公園施設の種類の		
休止 (廃止) しようとする公園事業の範囲		
休止の予定期間 (廃止の予定年月日)		
休止中 (廃止後) の公園施設の管理方法 (取扱い)		
備考		

備考

1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
  - (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- 2 記載上の注意
- (1) 「執行の認可を受けた年月日及び番号」及び「公園施設の種類の」欄には、当該事業の認可指令書に記載のものを記載すること。
  - (2) 「休止 (廃止) しようとする公園事業の範囲」欄には、全部又は一部の休止又は廃止の別及び一部の休止又は廃止の場合は、その範囲を記載すること。
  - (3) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものであるときは、関係法令名及び適用条項とその手続状況を記載すること。
- 注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。



その 1 3 動物の放出 (放牧) の場合

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住所 [法人にあつては、主たる事務所の所在地]  
 氏名 [法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

特別地域内動物放出 (放牧) 許可申請書

青森県立自然公園条例第 21 条第 3 項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における動物の放出 (放牧) の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目的	市郡・町村・大字・字・地番 (地先)		地 目
行為の場所			
行為地及びその付近の状況			
動物の種類			
施行方法	放出 (放牧) 物の数量		
	管理方法		
予定日	着手	許可の日から	日以内
	完了	着手の日から	日
備考			

備考  
1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 25, 000 分の 1 以上の地形図
  - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5, 000 分の 1 以上の概況図及び天然色写真
  - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1, 000 分の 1 以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
  - (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1, 000 分の 1 以上の図面
- 2 記載上の注意
- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。
  - (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地況、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記載すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

(3) 「管理方法」欄には、放出 (放牧) をする動物が行為地周辺の風致の維持に支障を及ぼさないための措置等を記載すること。なお、その動物が家畜である場合にあつては、放牧面積、放牧設備及び放牧時期を記載すること。

(4) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。

なお、土地所有関係についても記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。



第八号様式その九中「第10条第3項」を「第21条第3項」に改め、同その九の備考の(一)中「50,000分の1」を「25,000分の1」に改め、同備考の(四)中「施すべく状況」を「維持状況」に改め、同その九を同様式その十とし、同その十の次に次のように加える。

その11 植物の植栽（は種）の場合

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住所 法人にあつては、主たる事務所の所在地

氏名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名

特別地域内植物植栽（は種）許可申請書

青森県立自然公園条例第 21 条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における植物の植栽（は種）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目的	市郡・町村・大字・字・地番（地先）		地目
	行為の場所		
行為地及びその付近の状況			
植物の種類	植栽種別		
	植栽（は種）面積		
	樹齢		
	植栽（は種）数量		
	植栽（は種）方法		
施行方法	管理方法		
	着手日	許可の日から	日以内
予定日	完了	着手の日から	日
備考			

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 25,000 分の 1 以上の地形図
  - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図及び天然色写真
  - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
  - (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の図面
- 2 記載上の注意
- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。



その 3 木竹損傷の場合

年 月 日

青森県知事

殿

申請者 住所 [法人にあつては、主たる  
事務所の所在地]

氏名 [法人にあつては、名称及  
び代表者の氏名]

特別地域内木竹損傷許可申請書

青森県立自然公園条例第 21 条第 3 項の規定により、 県立自然公園の特別地域内に  
おける木竹の損傷の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目的	市郡・町村・大字・字・地番 (地先)		地 目
行為の場所			
行為地及びその付近の状況			
木竹の種類			
施行方法	損傷方法		
予定日	着手日	許可の日から	日以内
備考	完了日	着手の日から	日

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 25, 000 分の 1 以上の地形図
  - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5, 000 分の 1 以上の概況図及び天然色写真
  - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1, 000 分の 1 以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
  - (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1, 000 分の 1 以上の図面
- 2 記載上の注意
- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。
  - (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地況、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記載すること。  
なお、詳細については、添付図面に表示すること。
  - (3) 「損傷方法」欄には、使用器具の名称、損傷部分の別等を記載すること。

(4) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。  
なお、土地所有関係についても記載すること。  
注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。



第九号様式中「第16条の3」を「第14条」に改め、同様はヤの一中「第10条第5項」を「第21条第5項」に改め、同ヤの一の備考の②中「50,000分の1」を「25,000分の1」に改め、同備考の②中「第10条第3項各号」を「第21条第3項各号」に改め、同様はヤの二中「第10条第6項」を「第21条第6項」に改め、同ヤの二の備考の①中「50,000分の1」を「25,000分の1」に改め、同備考の②中「第10条第3項各号」を「第21条第3項各号」に改め、同様はヤの三中「第10条第7項」を「第21条第7項」に改め、同ヤの三の備考の①中「50,000分の1」を「25,000分の1」に改め、

第十号様式中「第17条の2」を「第16条」に改め、同様はヤの一中「第12条第1項」を「第23条第1項」に改め、同ヤの一の備考の①中「25,000分の1」を「50,000分の1」に改め、同備考の②中「第12条第1項」を「第23条第1項」に改め、同様はヤの二中「第12条第1項」を「第23条第1項」に改め、同ヤの二の備考の①中「50,000分の1」を「25,000分の1」に改め、同備考の②中「第12条第1項」を「第23条第1項」に改め、同様はヤの三中「第12条第1項」を「第23条第1項」に改め、同ヤの三の備考の①中「25,000分の1」を「50,000分の1」に改め、同備考の②中「第12条第1項」を「第23条第1項」に改め、同様はヤの四中「第12条第1項」を「第23条第1項」に改め、同ヤの四の備考の①中「25,000分の1」を「50,000分の1」に改め、同備考の②中「第12条第1項」を「第23条第1項」に改め、同様はヤの五中「第12条第1項」を「第23条第1項」に改め、同ヤの五の備考の①中「50,000分の1」を「25,000分の1」に改め、同備考の②中「第12条第1項」を「第23条第1項」に改め、同様はヤの六中「第12条第1項」を「第23条第1項」に改め、同ヤの六の備考の①中「50,000分の1」を「25,000分の1」に改め、同備考の②中「第12条第1項」を「第23条第1項」に改め、同様はヤの七中「第12条第1項」を「第23条第1項」に改め、

第十一号様式中「第20条」を「第27条」に改め、同様式その五を削り、同様式その四中「第29条」を「第44条」に改め、同その四の表中「第19条」を「第44条」に改め、同その四の表中「実施調査」を「実地調査」に、「第19条 知事は」を「第44条 知事は」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に、「第35条」を「第50条」に、「六（略）」を

「六（略）」  
七（略）」

「七 第二十九条第五項」を「八 第四十四条第五項」に改め、同その四を同様式その五とし、同様式その三中「第16条」を「第27条」に改め、同その三の表中「第十六

条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同その三の表中「第16条 自然公園の」を「第二十七条 自然公園の」に、「関係者の請求があつたときは、これを」を「関係者に」に、「第35条」を「第50条」に、「五（略）」を

「五（略）」  
六（略）」

「六 自然公園の」を「七 自然公園の」に、「第16条第二項」を「第二十七条第二項」に、「七（略）」を「八（略）」に改め、同その三を同様式その四とし、同様式その二中「第14条」を「第25条」に改め、同その二の表中「第14条第二項」を「第25条第二項」に改め、同その二の表中「報告徴収」を「報告徴収」に、「第十四条（略）」を「第二十五条（略）」に、「第十条第三項、第十二条第二項」を「第二十一条第三項、第二十三条第二項」に、「当該職員をして」を「その職員」に、「立ち入り、又は第十条第三項各号若しくは第十二条第一項各号」を「立ち入り、第二十一条第三項各号若しくは第二十三条第一項各号」に、

「3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示し、を  
なければならぬ。」

「3 前項の規定による立ち入り検査又は立ち入り調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならぬ。」

「4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならぬ。」

「第三十五条」を「第五十条」に、「三（略）」を  
「三（略）」  
四（略）」

「四 第十四条第二項」を「五 第二十五条第二項」に、

「五（略）」「六（略）」に改め、同その二を同様式その三とし、

「六（略）」を「七（略）」に改め、同その一を同様式その二とし、同様式その一中「第13条」を「第24条」に改め、同その一の表中「第十三条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同その一の表中「第十三条」を「第二十四条」に

「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同その一を同様式その二とし、同その二の前と同様式その一として次のように加える。

その1 条例第17条の場合

(表)

<p>この証明書を携帯する者は、青森県立自然公園条例第十七条に規定する立入検査を行う職員である。</p>	<p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>年 月 日 交 付</p> <p>青森県知事</p>
--	---

(裏)

<p>青森県立自然公園条例（抄） （報告徴収及び立入検査）</p> <p>第十七条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、公園事業者に対し、その公園事業の執行状況、その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員にその公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>八七六五四三二二（略）</p>
---	---

備考 この用紙は、B列七番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

第十一号様式を第十三号様式とする。  
第十号様式の次に次の二様式を加える。

第 1 1 号様式 (第 2 0 条関係)

青森県知事 殿

年 月 日

申請者 住所 { 法人にあつては、主たる  
事務所所在地 }  
氏名 { 法人にあつては、名称及び  
ひ代表者の氏名 }

生態系維持回復事業認定申請書

青森県立自然公園条例第 2 9 条第 2 項の規定に基づき、 県立自然公園における  
生態系維持回復事業を実施したいので、次のとおり申請します。

生態系維持回復事業 を行う 区域	
生態系維持回復事業 の内容	
生態系維持回復事業 を行う 期間	
備 考	

備考

- 1 添付書類
  - (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺 25, 000 分の 1 以上の地形図
  - (2) 生態系維持回復事業の実施方法を記載した生態系維持回復事業実施計画書

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「 生態系維持回復事業」の箇所には生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
- (2) 「生態系維持回復事業の内容」欄には、事業の方法、使用又は設置をする機材の名称等を記載すること。また、事業の内容が複数ある場合であつて、それぞれの内容が異なるときは、その内容ごとに記載すること。
- (3) 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、事業の内容が複数ある場合であつて、それぞれの内容によつて事業を行う期間が異なるときは、その内容ごとに記載すること。
- (4) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。  
なお、土地所有関係についても記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第 1 2 号様式 (第 2 2 条関係)

青森県知事 殿

年 月 日

申請者 住所 { 法人にあつては、主たる  
事務所所在地 }  
氏名 { 法人にあつては、名称及び  
ひ代表者の氏名 }

生態系維持回復事業変更認定申請書

青森県立自然公園条例第 29 条第 5 項の規定により、生態系維持回復事業の内容の変更の  
認定を受けたので、次のとおり申請します。

認定を受けた 年月日及び番号	年 月 日	指 令 第 号	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容	事 項	変 更		
	生態系維持回復事業 を行う 区域 生態系維持回復事業 の内容 生態系維持回復事業 を行う 期間			
変更を必要と する 理 由				
備 考				

備考

- 1 添付書類
  - ア 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺 25, 000 分の 1 以上の地形図
  - イ 生態系維持回復事業の実施方法を記載した生態系維持回復事業実施計画書

2 記載上の注意

- (1) 「認定を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の認定指令書に記載のものを記載すること。
- (2) 「変更の内容」欄には、認定を受けた事項と今回変更する事項とを対比して記載すること。
- (3) 「備考」欄には、他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。  
なお、土地所有関係についても記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 青森県立自然公園条例の一部を改正する条例（平成二十三年十二月青森県条例第五十七号。以下「改正条例」という。）による改正後の青森県立自然公園条例（昭和三十六年十月青森県条例第五十八号。以下「改正後の条例」という。）第十一条第八項の規定は、改正条例の施行の日以後に同項に規定する変更をした者について適用する。
- 3 この規則の施行前に改正前の青森県立自然公園条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第五条の規定により届け出なければならないこととされている管理又は経営方法の変更の届出については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行前に改正前の規則第六条第一項の規定によりされた承認は、改正後の条例第十一条第五項の規定によりされた認可とみなす。
- 5 この規則の施行前に発生した事項につき改正前の規則第十条の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行前に改正前の規則第四条第一項（改正前の規則第六条第二項において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第七条又は第十一条第三項の規定に違反した行為を理由とする認可の取消しについては、なお従前の例による。
- 7 この規則の施行前に改正条例による改正前の青森県立自然公園条例第七条第二項の認可を受けた者についての改正後の条例第十五条第三項の規定の適用については、改正前の規則第九条の規定により付された条件は、改正後の条例第十一条第九項の規定により付された条件とみなす。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭